放課後等デイサービスに係る集団説明会等に関するお問合せについて

〇皆さまからいただきましたご意見、お問合せ等にご回答いたします。

Ｑ１　報酬区分は変わらないので集団説明会は、欠席しても良いか？

Ａ１　説明会の参加は任意です。また、児童発達支援事業のみの事業所は参加不要です。

Ｑ２　掲示用案内を保護者に配布しても良いか。

Ａ２　問題ございません。ご協力ありがとうございます。

Ｑ３　新しい受給者証は、利用者のもとへ、すでに送付されているのか。

Ａ３　8月26日（月）～8月30日（金）の間に、「区分１対象児」となった児童について、新しい受給者証を送付しております。

Ｑ４　今回、新たに受給者証が届いていない利用者は、指標判定の区分が変わらなかったということか。

Ａ４　お見込みのとおりです。お手数をおかけいたしますが、ご契約の保護者の方々に新しい受給者証が届いていないかご確認をお願い致します。

Ｑ５　「区分1対象児」であることは受給者証のどこを確認すればよいのか。

Ａ５　ライム色の通所受給者証の特記事項欄（多子軽減や複数児童などの記載があるところ）に、指標に該当する児童は「区分1対象児」の記載がありますので、ご確認をお願いします。

（名古屋市子ども青少年局子ども福祉課）